Tanaka Chemical Corporation

最終更新日:2018年1月25日 株式会社田中化学研究所

代表取締役 社長執行役員 茂苅 雅宏 問合せ先:(0776)-85-1801

証券コード:4080

http://www.tanaka-chem.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、経営の公正性と透明性の確保の重要性を認識し、諸施策に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスのあり方については、現行の統治機構が効率的でかつ十分機能していると判断しておりますが、今後、企業規模や経営 環境の変化等に対し、意思決定の迅速性、監視機能の実効性等を勘案しながら検討していきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2.資本構成

外国人休式保有几率 10%木	外国人株式保有比率	10%未満
----------------	-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友化学株式会社	12,700,000	50.10
田中 保	1,264,200	4.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	460,000	1.81
田中 浩	387,000	1.53
株式会社福井銀行	300,000	1.18
住友商事株式会社	250,000	0.99
住友生命保険相互会社	210,000	0.83
田中 弘	180,000	0.71
日本証券金融株式会社	172,100	0.68
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	172,000	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	住友化学株式会社 (上場:東京) (コード) 4005

補足説明

1.割合の算出にあたっては、小数第三位を四捨五入しております。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社である住友化学は、当社の議決権の50.10%(平成29年3月31日現在)を所有しており、当社は同社の連結子会社となっております。 東京証券取引所の適時開示制度に則って、2017年5月12日に「支配株主等に関する事項について」を公表開示し、当社と住友化学株式会社及び グループ会社との関係や取引を開示しました。この開示は、事業年度経過後3ヶ月以内に今後も継続します。 また、2017年5月12日に社外役員審議委員会を当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、発足しました。

また、2017年5月12日に社外役員審議委員会を当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、発足しました。 詳細は .2(7)を参照下さい。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社である住友化学は、当社の議決権の50.10%(平成29年3月31日現在)を所有しております。

当社は、総合化学メーカーである住友化学グループの一員として親会社およびグループ各社との間で、共同開発や人的な面などで連携・協力関係にあります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1)

正 夕	属性				£	≹社と	:の	係()			
戊 石	周注	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
久野和雄	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久野和雄			同氏は他の会社の業務執行取締役で、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営に反映させるため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社と取引上の利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役(人員3名)は、会計監査人と期の初めに年間の監査実施計画について打ち合わせを行い、その監査の状況について随時報告を受けており、期末には決算の内容につき詳細な報告を受けております。

また、内部監査部門としての内部検査室(人員1名)が実施する各業務部門に対する監査報告会に監査役が出席し、業務執行における改善点等に関する助言を行っております。

さらに、内部監査部門から指摘があった場合には、内部統制委員会を開催し改善措置を講じる体制を整備しております。

また、常勤監査役は決算報告会に出席するなど、会計監査人との連携をとっております。

なお、監査役増田仁視氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性					会	社と	の	関係	()				
以 古	周 1主	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
大嶋哲夫	他の会社の出身者													
増田仁視	公認会計士													
篠原芳明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大嶋哲夫			同氏がこれまで培ってきたビジネス経験を 当社監査体制に反映していただくため、 社外監査役として選任しております。
增田仁視			同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を当社監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任しております。
篠原芳明			同氏がこれまで培ってきたビジネス経験を 当社監査体制に反映していただ〈ため、 社外監査役として選任しております。

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、過去に5回のストックオプションを実施しております。 その内容は下記のとおりとなっております。

(1)平成11年11月8日臨時株主総会決議による新株引受権

目的たる株式の数 280,000株 1株あたり払込金額 425円

付与対象者 取締役4名及び使用人34名

権利行使期間 平成13年12月1日~平成16年11月30日 権利行使期間満了

(2)平成12年6月29日定時株主総会決議による新株引受権

目的たる株式の数 48,000株 1株あたり払込金額 2,500円 付与対象者 使用人11名

権利行使期間 平成14年8月1日~平成16年11月30日 権利行使期間満了

(3)平成13年6月28日定時株主総会決議による新株引受権

目的たる株式の数70,000株1株あたり払込金額580円

付与対象者 取締役1名及び使用人13名

権利行使期間 平成15年8月1日~平成18年7月31日 権利行使期間満了

(4)平成14年6月27日定時株主総会決議による新株予約権

新株予約権の数 262個 目的たる株式の数 262,000株 1株あたり払込金額 425円

付与対象者 取締役4名及び使用人33名

権利行使期間 平成15年1月6日~平成16年11月30日 権利行使期間満了

(5)平成16年6月25日定時株主総会決議による新株予約権

新株予約権の数 594個 目的たる株式の数 594,000株 1株あたり払込金額 1,320円

付与対象者 取締役5名、監査役3名及び使用人54名

権利行使期間 平成18年7月1日~平成26年5月31日 権利行使期間満了

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与は会社の業績向上に対するインセンティブであるとの認識のもと、一部経営幹部のみならず従業員にまで付与対象者の範囲を拡げることがより効果的かつ合理的であると考えております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第61期に取締役に支払った報酬の総額は75.420千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任スタッフは配置しておりませんが、必要に応じ各部門が対応しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のガバナンス体制は以下のとおりとなっており、現時点において、経営の監査・監督は十分に機能しており、一般株主と利益相反が生じる事を排除し、中立性の確保がなされていると判断しております。

1)取締役会

取締役会は毎月定例的に開催しております。取締役会は取締役5名(うち社外取締役1名)、監査役3名(全員社外監査役)で構成されており、法定事項のほか重要な経営方針及び重要事項の決定と業務執行状況の報告が行われております。また、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築する為に、取締役の任期を1年としております。

2)執行役員制度

, 当社では、経営管理組織整備の一環として執行役員制度を導入し、経営意思決定の充実及び業務執行の迅速化を図っております。

3)執行役員会議

執行役員によって構成される執行役員会議は業務執行に関する最高の意思決定機関として、毎月2回定例的に経営目標達成の為の 課題整理と対処の方針の決定、重要稟議事項等に関する迅速な意思決定を行っております。

4)監査役制度

当社は監査役制度を採用しております。監査役3名は、常勤・非常勤を問わず全員を社外監査役として、高度な独立性を保持しております。 また、監査役は定期的に監査役会を開催し、重要会議への出席、稟議決裁書類閲覧等による経営情報への十分なアクセスを確保すると ともに、取締役会への出席を通して経営に対する監督、牽制機能の強化を図っております。

5)内部監査

内部監査部門として内部検査室(人員1名)を設置しております。内部検査室は監査計画に基づいた内部監査、特命事項に関する内部監査を 実施し、社内各部門の業務執行状況のチェックと不正や過誤の防止に努めております。

6)会計監查

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツを監査人に選任しております。業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 芝田雅也

指定有限責任社員 業務執行社員 高村藤貴

・監査業務に係る補助者の構成 公認会計士5名、その他3名

7)社外役員審議委員会

当社と親会社グループとの取引の公正性及び透明性を確保するとともに、当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、取締役会の諮問機関として社外役員審議委員会の設置を平成29年5月12日の取締役会において決定しました。

親会社グループと当社との間の取引に利益が実質的に相反する事項が含まれる場合には、社外役員審議委員会において審議し、結果を取 締役会に報告します。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の公正性と透明性の確保の重要性を認識し、諸施策に取組んでおります。

コーポレート・ガバナンスのあり方については、現行の統治機構が効率的でかつ十分機能していると判断しておりますが、今後、企業規模や経営環境の変化等に対し、意思決定の迅速性、監視機能の実効性等を勘案しながら検討していきたいと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身記 明の無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年11月14日 平成29年3月期第二四半期決算説明会開催 平成29年5月16日 平成29年3月期決算説明会開催	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、アナリスト/機関投資家向け決 算説明会資料、事業報告書、プレスリリース	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員、IR担当役員付を配置しています。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	住友化学グループの一員として、CSR基本方針を2017年5月12日に策定しました。	
その他	株主総会終了後に、株主の皆様に当社に対する理解を深めていただ〈場として株主懇 会を開 催しております。	

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として内部管理体制の整備・強化に取り組んでおります。

今後も健全で持続的な発展を目指して内部統制システムを整備し運用することが経営上の重要な課題であると考え、会社法及び会社法施行規則に従い、次のとおり「内部統制システムの整備の基本方針」を決定し、もって業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、企業価値の維持・増大につなげるべく努力いたしております。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合すること(以下「コンプライアンス」という)を確保するための体制として、取締役会、社外取締役、監査役会、内部監査部門並びにコンプライアンス委員会がそれぞれの機能を最大限に発揮しつつ相互に連携して目的の達成に努力する体制を基本とする。

- イ. 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備についての基本方針を決定するとともに、定期的に整備状況の確認を行う。
- 口. 取締役会には、最低1名の社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図る。
- 八. 監査役会を構成する監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査する。
- 二. 内部監査部門は、監査を通じて各部門の職務の執行が法令、定款並びに社内規程に適合していることを確認する。
- ホ.コンプライアンス委員会は、コンプライアンス管理規程及びコンプライアンスに関する規程の制定、改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関連する役職員の行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」の整備並びに研修実施等により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。また、役職員が法令違反の疑義のある行為等を発見した場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制を構築しており、この体制には、匿名が保障された通報システムが活用されている。
- 2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、執行役員会議その他重要な会議の意思決定にかかわる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁にかかわる情報を記録し、文書管理規程に従って保存・管理したうえ、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

- 3)損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - イ.経営に関する重大な影響を及ぼすリスクを全体的に認識、評価、対応する仕組を構築している。就中、リスク管理に関する規程を 整備し、平時における事前予防体制と有事における迅速な対応並びに再発防止策を講じる体制を確立する。
 - ロ. 内部監査部門は、全社のリスク管理状況をレビューするため、各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
 - 八. 当社経営におけるリスクのうち、収益に最も影響の大きい主原料価格リスクについては、営業部において価格リスクを持つ数量の 把握を行なう一方、経営管理部長の職務権限と責任を明確にし、経営管理部において包括的にその状況を把握する体制のもと取組んでいる。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の職務権限、意思決定ルール及び経理管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- イ. 取締役会は、取締役の職務執行が効率的に行われるよう職務権限(取締役に対する権限委譲を含む)と意思決定ルールを 関連社内規程に定め、権限と責任を明確にする。これらの社内規程の改廃は取締役会の決定による。 また、業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進する。
- ロ、取締役会は、中期経営計画を策定するとともにその執行を監督する。毎事業年度においては、中期経営計画との整合性を持たせた 年度事業計画と部門別重点施策を策定、各部門を担当する取締役はその実現のための最も効率的な業務執行体制を決定する とともに、その執行に責任を持つ。
- 5)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人(以下「監査役スタッフ」という)として適切な人材を配置する。
- 6)前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役スタッフの適切な職務遂行のため、監査役スタッフは取締役の指揮命令を受けないものとする。
- 7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を 利用した通報の状況及びその内容、その他監査役が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報 提供を行うものとする。
- 8)前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社は「コンプライアンス管理規程」の下に「内部通報細則」を定め、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしないことを定めている。
- 9)監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査役が職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係ないと 認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- 10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ.代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
 - 口. 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力する。
 - 八. 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる 環境を整備する。
- 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況

1)反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することとする。

2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係を遮断する取組みを一層推進するため、対応統括部署を総務人事部と定め、不当要求防止責任者を配置するとともに社内体制の整備・強化を図っております。

また、総務人事部を窓口として平素より所轄警察署および外部専門機関などと連携することにより反社会的勢力の排除に向けた情報収集並びに共有化に努め、社内への周知徹底及び注意喚起を行っております。

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年開催の定時株主総会にて「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を株主の皆様承認のもと導入し、以降3年ごとに継続してまいりました。

当社は、本プランの今後の取扱いについて慎重に検討してまいりましたが、本プランの導入時とは当社を取巻く経営環境が変化するとともに、金融商品取引法による大量取得行為に関する規制が浸透してきている状況を鑑み、平成29年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続しないことを決議いたしました。なお、当社は本プランの有無に関わらず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。また、当社は本プラン終了後も、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

リスク管理体制の整備の状況

1)コンプライアンス委員会の設置

事業活動において役職員が法令、社会規範及び社内規程を遵守した行動を取るための体制を構築し、その実践を推進することを目的として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。

2)内部統制委員会の設置

財務報告に係わる内部統制体制の構築及びその有効性を継続的に評価する体制を整備することを目的として、「財務報告に係わる内部 統制基本規程」を制定し内部統制委員会を設置しております。